

2021年7月1日発行

VOL. 10

盛夏の候、貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素は、適正な技能実習生受入れにご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

緊急事態宣言解除後、依然として新規外国人の入国については動きがありません。

技能実習修了予定の実習生の受入れ継続等について、ご希望・ご質問がありましたら  
渉外担当及び事務局までお問い合わせください。

暑さが厳しくなり、マスク生活も何かと不便が多くなりますが、どうか皆様ご自愛ください。



## Topic 01. 登録支援機関として支援業務を開始します！

セントラルビジネスサポート協同組合が2021年6月10日付で登録支援機関として登録されました。

### 「登録支援機関」の役割とは？

特定技能外国人受入れ企業（特定技能所属機関）には、特定技能外国人を職場、日常生活、社会生活の上で支援する義務がありますが、これを外部に委託することができ、この委託を受けることができる機関のことを「登録支援機関」といいます。

登録支援機関は、特定技能外国人受入れ企業（特定技能所属機関）に代わり、特定技能外国人に対して以下のような支援を必要に応じて行います。（下図：法務省 出入国在留管理局 HP より）

<p><b>①事前ガイダンス</b> ・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明</p> 	<p><b>②出入国する際の送迎</b> ・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎 ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行</p> 	<p><b>③住居確保・生活に必要な契約支援</b> ・連帯保証人になる・社宅を提供する等 ・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助</p> 	
<p><b>④生活オリエンテーション</b> ・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明</p> 	<p><b>⑤公的手続等への同行</b> ・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助</p> 	<p><b>⑥日本語学習の機会の提供</b> ・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等</p> 	<p><b>⑦相談・苦情への対応</b> ・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等</p> 
<p><b>⑧日本人との交流促進</b> ・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等</p> 	<p><b>⑨転職支援（人員整理等の場合）</b> ・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供</p> 	<p><b>⑩定期的な面談・行政機関への通報</b> ・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報</p> 	

②について、交通手段は公共交通機関、タクシーまたは受入れ企業の自家用車・社有車にて行うこととなります。

登録支援機関は受入れ企業様より委託料をいただいて支援を行うため、登録支援機関側の車両を使用して送迎を行うと、白タク（違法行為）とみなされるためです。

# 【重要】分野別の協議会について

**受入れ企業は協議会の構成員になる必要があります！**

特定技能外国人受入れ機関と登録支援機関の関係は右図のとおりです。  
CBSへ特定技能外国人受入れを依頼される企業様の多くは、支援の全てを登録支援機関であるCBSへ委託されています。

フィリピン人を特定技能として受入れる場合は、フィリピン大使館労働部へ書類を提出し、受入れ機関として認証されなければなりません。

CBSでは書類作成・手続きのサポートを行います。

受入れ企業様には、分野別に各所管省庁が設置している協議会へ加入し、構成員となっていただく必要があります。各省庁HPをご参照ください。

分野	所管省庁
素形材産業分野	経済産業省
産業機械製造業分野	
電気・電子情報関連産業分野	
建設分野★	国土交通省
農業分野	農林水産省
外食分野	農林水産省

## ★建設分野について

(一社)建設技能人材機構(JAC)に加入します。

さらに、JACの正会員である建設業者団体のいずれかに既に参加している場合、JACへ加入済との扱いになるため、新たにJAC加入の手続きは不要です。

また、出入国在留管理局へ特定技能の申請をする前に、建設特定技能受入計画の認定申請(オンライン申請)を企業様にて行っていただく必要があります。  
オンライン申請で必要となる添付書類(右図)は国交省HPに掲載されています。  
CBSにて作成のサポートをいたします。

特定技能外国人受入れについてはお早めにご相談ください。

### ■ 書類の記載内容に変更・訂正がある場合は、必ずご連絡ください！

よくある変更事項：代表者、登記役員、社名、本社所在地、宿泊施設の住所、技能実習生の待遇全般、など

### ■ 技能実習生の労務管理や実習指導などで、お困りごとがありましたらご相談ください。

#### 【発行】

セントラルビジネスサポート協同組合  
〒441-8014  
愛知県豊橋市花田二番町 83-2

甲貴ビル 3階

TEL: 0532-39-5505 / FAX: 0532-39-5515  
E-mail: office@cbs-japan.com

#### 【技能実習制度】

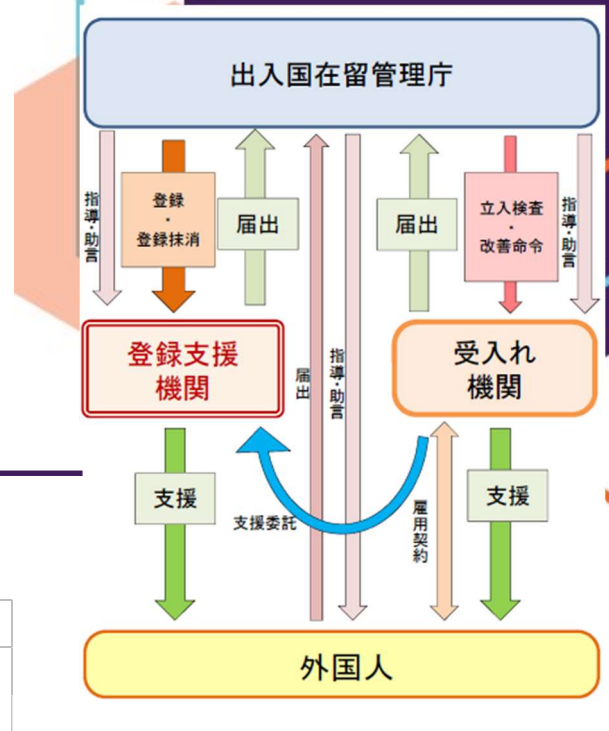
外国人技能実習機構  
Organization for Technical Intern Training

HP:  
<https://www.otit.go.jp/>

#### 【特定技能制度】

出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency in Japan

HP:  
<http://www.moj.go.jp/isa/index.html>



建設特定技能受入計画 オンライン申請 添付書類一覧

書類 No.	書類名
1	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (申請日より3か月以内発行のもの)
2	建設業許可証 (有効期限内のもの)
3	常勤職員数を明らかにする文書 (社会保険加入の確認書類)
4	建設キャリアアップシステムの事業者IDを確認する書類
5	特定技能外国人受入事業実施法人に加入していることを証する書類 (会員証明書)
6	委任状 (代理申請を行う場合のみ)
7	ハローワークで求人した際の求人票 (申請日から直近1年以内。建築・土木の作業員の募集であること)
8	同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬であることの説明書 (国土交通省ホームページからダウンロード)
9	就業規則及び賃金規程 (労働基準監督署に提出したものの写し。常時10人以上の労働者を使用していない企業であって、これらを作成していない場合には提出不要)
10	同等の技能を有する日本人の賞金台帳 (直近1年分。賞与を含む)
11	同等の技能を有する日本人の実務経験年数を証明する書類 (経歴書等。様式任意)
12	特定技能雇用契約書及び雇用条件書の写し (全員分)
13	時間外労働・休日労働に関する協定届 (36協定届)、変形労働時間に関する協定書、協定届、年間カレンダー (有効期限内のもの) (変形労働時間採用の場合のみ)
14	雇用契約に係る重要事項事前説明書 (告示様式第2) (全員分)
15	建設キャリアアップシステムの技能者IDを確認する書類

TEL: 0532-39-5505 / FAX: 0532-39-5515

E-mail: office@cbs-japan.com

HP: <https://www.otit.go.jp/>

HP: <http://www.moj.go.jp/isa/index.html>